

## ふれあいランド岩手備品貸出要領

[沿革] 平成 28 年 6 月 1 日 制定

### (趣旨)

第 1 この要領は、県内で活動する団体等の活動を支援するため、ふれあいランド岩手（以下「当館」という。）が保有する備品の貸出について、必要な事項を定める。

### (貸出対象備品)

第 2 貸出備品は、館長が定める次の種類の備品とする。

- (1) 椅子
- (2) そば打ち用机
- (3) 焼きそば台
- (4) 焼き鳥台
- (5) かき氷機
- (6) わた菓子機
- (7) たこ焼き台
- (8) 大判焼き台
- (9) テント
- (10) 杵臼
- (11) トランシーバー
- (12) 拡声器
- (13) 着ぐるみ
- (14) その他館長が認めた備品

### (借用者)

第 3 借用者は、次に掲げる福祉活動を行う県内の団体とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 社会福祉協議会に登録を行っており、かつ当館に団体登録しているボランティア団体
- (3) 当館に団体登録している福祉団体
- (4) 社会福祉に関わる施設・団体
- (5) 各自治会
- (6) その他館長が認めた団体

### (使用目的)

第 4 備品の貸出は、当館の設置目的であるノーマライゼーション理念の普及や高揚に資する活動及び障がい者や高齢者を含めた住民が相互交流を行う目的に使用する次の場合に行う。

- (1) 当館が共催又は後援する社会福祉を目的とするイベント等で使用するとき。
- (2) 地域の交流・親睦を図るイベント等で使用するとき。
- (3) その他館長が認めた活動の用に供するとき。

(貸出日)

第 5 貸出備品は、当館の営業日であって、当館の運営や事業で使用する予定がない場合に貸し出す。

(貸出時間)

第 6 貸出備品の貸出時間は、原則として、貸出日の午前 9 時から同日午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、貸出時間を変更できる。

(借用申請)

第 7 貸出備品を使用しようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の 1 月前の日の属する月の初日から貸出を受けようとする日の 10 日前までの間に、ふれあいランド岩手備品借用申請書兼回答書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

(借用の許可)

第 8 館長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ふれあいランド岩手備品借用申請書兼回答書(様式第 1 号)により申請者に回答する。この場合において、館長は申請者に対して、管理上必要な条件を付すことができる。

(経費の負担)

第 9 備品の使用料は、無料とする。ただし、備品を使用することに伴う燃料等の消耗品は借用者で準備しなければならない。

(借用の取消し等)

第 10 館長は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合は、借用者に対し、備品の借用を取り消し、備品の返還を命じることができる。

- (1) 災害等の緊急で、かつ、やむを得ない事由により、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (3) この要領又は使用の許可に当たって付した条件に違反したとき。
- (4) その他館長が必要と認めたとき。

(転貸等の禁止)

第 11 借用者は、備品を転貸し、又は借り受けた目的以外に使用してはならない。

(貸出し及び返却)

第 12 備品については、原則として定められた保管場所から貸出を行い、同じ場所に返却しなければならない。

2 借用者は備品の使用を終えたときは、貸出備品に備え付けてあるメンテナンスの方法により清掃を行い、管理指導グループ職員の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

- 第 13 借用者等が、備品を破損又は亡失した場合は、速やかに当館に報告しなければならない。
- 2 破損した備品は当館と協議の上、借用前の状態まで修理した上で返却しなければならない。
  - 3 備品又は備品の一部を亡失したときは、借用者等の責任において原状回復し、又は当館に対し損害賠償を行わなければならない。

(補則)

- 第 14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。